

第7 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

- 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された（公社）千葉県園芸協会は、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、次に掲げる事業の範囲内で、農業経営基盤強化促進法第7条に規定する事業を行います。
 - ア 農用地等を買入れ、当該農用地等を売り渡し、交換し又は貸し付ける事業
 - イ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付けを行う事業
 - ウ 農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式の全てを当該農地所有適格法人の他の構成員に計画的に譲渡する事業
 - エ アに掲げる事業により買入れ又は借り受けた農用地等を利用して行う新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

- 市町村が定める地域計画の区域において、特例事業を実施する場合は、当該地域計画の達成に資することとなるように実施します。